

静岡地方裁判所委員会議事概要

平成22年7月6日（火）午後2時から開催された第16回静岡地方裁判所委員会における議事の概要は次のとおり

出席した委員

相原惇一，海野要三，大石司朗，大多和暁，勝山啓子，後藤正治，桜井典子，林享男，原田保孝，福田剛久，安岡元彦（五十音順，敬称略）

議事

1 新委員の紹介

庶務から委員の異動について報告があり，続いて委員長から，4月1日付けで任命された林享男委員及び7月2日付けで任命された安岡元彦委員が紹介された。

2 裁判員裁判について

（1）裁判員裁判経験者の感想

裁判員裁判を経験した法曹三者（原田保孝判事，北村隆検事，鈴木敏弘弁護士）からそれぞれ感想を聴取した。

（2）裁判員裁判を傍聴した委員の感想

○ 休廷時に「すごく分かりやすいわね」と言う傍聴人の発言を聞き，以前はこうではなかったのかと実感した。

裁判員が証人に対して，こうじゃないですかと意見を言っているのに違和感があった。

○ 弁護人が早口で，裁判長からもっとゆっくりと指摘され，こういう人もいるのかとびっくりした。弁護人の証人に対する質問は難しい言葉が多く，私が証人に出ても嫌になってしまうだろうと思った。検察官の話はすごく分かりやすかったが，弁護人の話は疑問を感じた。

この制度では人間の道徳的などころを伝えられるので，いい制度だと思う。

○ 傍聴席からは，ディスプレイが角度的にちょっと見にくかった。

○ 傍聴した事件については争点もなく，判決も7掛けで，強い印象はなかったが，一般的なこととして，被告人が腰縄と手錠をして入ってくるのは嫌な感じがした。傍聴席からは声が聞き取りにくいことが多かった。

一緒に傍聴した妻は初めての傍聴でそれなりに感激していた。特に検察官と左陪席が女性だったことに強い印象を持っていた。

傍聴席が狭いと感じた。今の2倍くらいあってもよいのではないか。

（3）意見交換（○：委員，△：裁判員裁判経験者）

○ 裁判員が被告人や証人に自分の意見を押し付けることは問題とされているが，どうい質問をしたらよいかは難しいし，どこまで制限するかというのもまた難しい。

○ 金曜日に選任して翌週の火曜日から始めるという庁があるようだが，非常にいいと思う。そのくらいの余裕を持つのはいいことだ。

- 沼津、浜松は選任手続と公判を別の日にしており、そちらの方がいいという人もいる。本庁は同じ日にしているが、全国的にはこちらが普通である。これは兼ね合いの問題であり、それぞれメリットデメリットがある。今後考えていく問題である。

さきほど手錠の話があったが、法廷警察権の問題があり、裁判官の面前で着けたり外したりしているが、一般の人には確かに違和感はあろう。ただ、裁判員が目にはしないよう配慮している。
- 弁護士は、なりたての人が続々と研修を受け、裁判に参加している。検察官が刑事専門のベテランであるのとは、そこが違う。
- △ 国選弁護人は若手とベテランが組んでいるが、若い同期が二人というときもある。
- 私も民事が多く、刑事は数えるほどだが、それでも、弁護が分かりにくいと言われると、心してかからねばと思う。
- △ 事実に争いがないと、検察官は、被告人はこんなに悪い奴だと攻めていける。弁護人は、被告人にはこんなにいいところがあるよと反論するのだが、そこに無理があると思われてしまうのではないか。
- 検察官は裁判員を意識して分かりやすくしているようだが、裁判員のための裁判になってはいけないと思う。
- 実際、無罪を争う事件はほとんどない。弁護人には検察官のような権限がないから、調書を読んで検討するしか手段がない。
- △ 検察官は警察が捜査したものを全部持っている。弁護人は証拠開示の請求をするが、以前よりは出すような感じになっている。以前は類型証拠に当たらないとして開示しなかったが、最近は任意に出してくれる。裁判に出す証拠以外のものを見たいというのが弁護人の意見である。
- さきほど保釈をもっと認めるべきとの話があったが、どういうことか。
- △ 裁判員事件では一般の事件よりも緩和してもらっているが、やはり身柄拘束されたままの人とはやりにくく、隔靴搔痒の感がある。
- 裁判員事件では従来よりは相当保釈しているのではないかと思われる。
- 本音のところとしては罪証隠滅や逃亡のおそれがあるのであまり保釈してほしくないが、公判前整理手続が長引くときは緩やかな運用も考え得る。
- 対象事件が減っているとのことだが、強盗致傷を強盗で起訴したりすることはあるのか。
- それはない。前任庁でも制度施行後は起訴件数がかくんと減った。たまたま起きた現象だと思う。
- 家族関係の殺人事件などは、鑑定留置に回って、医療観察になっているのではないか。
- 裁判員と医療観察の件数がリンクしているかどうかは疑問である。従来は簡易鑑定で済ましていたのを本鑑定までやってから処理するケースが増えている。それが多少影響しているのかもしれない。
- 検察官の話が分かりやすく、弁護人の話が分かりにくいという感想について、弁護人を擁護するわけではないが、確かに被告人を悪いというのは簡単なことなので、評議では被告人のいいところを挙げてほしいと言っている。あえてそのように考え

てもらふことでバランスを取るようになっている。弁護人の活動としても、被告人のいいところを出すようにしたらいいのではないかと思う。

- 県民に知らせる立場として、沼津・浜松で同時にあった第1号事件を知らせなければならず、やっとの思いで報道したが、我々の対応がどうだったか聞きたい。
- 静岡の場合は3か所で裁判員裁判が行われ、テリトリーが狭いこともあって、会見に出たいという人は少なかった。テレビ局の人にはその点不満が多かったと思う。裁判所としては、多くの人に出てもらって意義を語ってもらいたいので、特に制限はしていない。最近は顔を出してもいいという人がぽつぽつ出てきているが、特異な発言だけを取り上げられるのは適当でないので、そうでない意見も平等に取り上げてほしい。
- △ せっかくなら一部ではなく全部取り上げてほしい。
- 裁判員経験者のインタビューで、守秘義務は自分たちを守るものだという発言があったが、妥当だと思う。
- 報道の立場からすると、最終的にはたくさんの情報を提供するのが義務なので、守秘義務の在り方については今後も提案していきたい。
- 評議の仕方について、こうしようという指針はあるか。
- 今も試行錯誤中で、司法研修所でも議論している。必ずしも固まっていはいないし、裁判体によっても事件によっても、また裁判員の個性によっても違うと思う。刑の説明の仕方は固まっていると思うが、量刑資料をどこで見せるかなどはこれからの課題である。
- 評議の内容は全く非公開とのことだが、例えば執行猶予が付かない理由は判決のみ分かるということか。
- そのとおり。だから判決の書き方には気を付けている。
- この前、無罪判決に対して検察が控訴したが、量刑不当を理由に控訴することはあると思うか。控訴の基準は昔と今で変わってきているか。
- 千葉でどう判断されたかは分からないが、あれは事実誤認を理由としたのではないか。この制度の趣旨から判断して控訴すべきかどうか考えることになるろう。
- 一審重視の立場からは量刑不当での控訴はないと思う。

3 次回テーマ

静岡刑務所において各種施設の見学を行い、職員から受刑者の処遇等について説明を受けた後、現地で意見交換を行う予定

4 次回期日

平成22年11月15日（月）午後2時